

介護保険サービスの利用を希望される方へ



介護保険サービスは、要介護・要支援状態を**軽くする**よう、または**それ以上悪くならない**よう支えるためのものです。支えるとは「してあげる」ではなく、部分的でも「**自分ができる・する**」力を**再獲得**できるよう援助することです。つまり「以前はできていたのに、できなくなったこと」を代わりにするだけでなく、「**もう一度できるようになる**」お手伝いをするのが介護保険サービスです。担当のケアマネジャーとよく相談して、**ご自身のためになるサービス**を受けましょう。

➤ まずは、同封の「**認定結果通知書**」をご確認ください。

結果が**要介護**（要介護1～5）の方

■ **在宅**でサービスを受けたい方

居宅介護支援事業所もしくは小規模多機能型居宅介護支援事業所へ**直接依頼**してください。ケアプランをケアマネジャーが作成します。町内事業所については、同封の別紙一覧をご覧ください。

※住宅改修、福祉用具購入、その他在宅で過ごす方が受けられる制度については、同封の別紙「**在宅で介護を受けられる方へ**」をご覧ください。

■ **施設**等に入所したい方

入所を**希望の施設**に**直接申込**してください。ケアプランを施設のケアマネジャーが作成します。

※住民税が非課税の世帯であれば、居住費（滞在費）・食費が減額されることがあります。詳しくは、ほけん福祉課 高齢福祉係（連絡先は裏面）にご相談ください。

結果が**要支援**（要支援1～2）の方

地域包括支援センターが窓口になります。**直接依頼**してください。

地域包括支援センター、または委託か指定を受けた居宅介護支援事業所のケアマネジャーがケアプランを作成します。

いの町地域包括支援センター
いの町1400番地
すこやかセンター伊野内
電話：088-893-0231

■ サービス利用までの流れ

介護保険では、介護や支援が必要な度合い（要介護度）によって利用できるサービスが決まっています。サービスを利用するためには、「**介護（介護予防）サービス計画書（ケアプラン）**」の作成が必要となります。

要介護（要介護1～5）

要支援（要支援1、2）

ケアプラン作成

- ・居宅介護支援事業所
- ・小規模多機能型居宅介護支援事業所
- ・各介護施設

- ・地域包括支援センター
- ・委託か指定を受けた居宅介護支援事業所

サービス利用

介護費用負担の軽減について

1 特定入所者介護サービス費

介護保険施設やショートステイを利用する方の食費・居住費（滞在費）については保険給付の対象外となっていますが、低所得の方には所得に応じた自己負担の上限（限度額）が設けられており、申請により限度額までの負担に軽減されます。限度額を超えた分は「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付されます。申請には、本人及び配偶者の資産額がわかるもの（直近2か月以内に記帳された預金通帳等）の写しの提出が必要です。

2 高額介護（予防）サービス費

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（1～3割）の合計が高額になり、右記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます（同一世帯内に複数の利用者がある場合は、世帯の合計金額となります）。

該当した場合には申請書をお送りしますので、手続きをお願いします。

区 分	負担の上限（月額）
年収約1,160万円以上の方	140,100円（世帯）
年収約770万円以上1,160万円未満の方	93,000円（世帯）
年収約383万円以上770万円未満の方	44,400円（世帯）
上記以外の住民税非課税世帯の方	44,400円（世帯）
世帯全員が住民税非課税	24,600円（世帯）
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

※「世帯」とは住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

3 高額医療・高額介護合算制度

介護保険と医療保険の支払いが高額になったとき、負担が軽減される制度です。同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が所得に応じた限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。

該当した場合には申請書をお送りしますので、手続きをお願いします。

問い合わせ・申請先

いの町ほけん福祉課 高齢福祉係 ☎（088）893-3810

いの町地域包括支援センター ☎（088）893-0231

〒781-2110 いの町 1400 すこやかセンター伊野

その他、ご家族の介護体制や介護の方法等について、お困りごととはご相談ください。



在宅で介護を受けられる方へ

■ 住 宅 改 修 を希望される場合

※改修前にご相談ください！

介護保険を利用する場合は、工事を行う前に申請書を提出し、審査を受けなければいけません。まずは、居宅サービス計画を作成してくれるケアマネジャーに相談してください。

（ケアマネジャーのいない方は地域包括支援センターに相談してください。）

■ 福 祉 用 具 購入を希望される場合

※購入前にご相談ください！

トイレ、入浴関係の福祉用具を購入する場合は、介護保険の対象となる場合があります。購入する前に、居宅サービス計画を作成してくれるケアマネジャーに相談してください。

（ケアマネジャーのいない方は地域包括支援センターに相談してください。）

■ さらに、在宅で介護を受けている要介護2～要介護5に認定された方と、その介護をされている方へ

※いの町独自の制度です。詳細はいの町ホームページをご覧ください、窓口や電話でお問い合わせください。

在宅高齢者等紙オムツチケット交付事業

◎下記の要件にすべて当てはまる方に、**年間上限2万4千円分**の紙オムツチケットを交付します。

- (1) 住民票がいの町にある（実際に居住していること。施設は除く）
- (2) **要介護2以上**になって**3ヶ月以上経過**している
- (3) **在宅で3か月以上継続※**して生活している
- (4) 紙オムツを**常時**使用している
（予防的な場合、パッドのみの場合は対象外）
- (5) 町民税が**非課税**である
- (6) いの町に納付すべき債務を滞納していない

オムツチケット
Web ページ



家族介護支援金

◎下記の要件すべてに当てはまる介護者に、**月額1万円**の支援金を支給します。

- (1) 在宅において介護を要する高齢者等を**常時**介護している
- (2) 介護者、介護を受ける方、共に住民票がいの町にある（実際に居住していること。施設は除く）
- (3) 介護を受ける方が**要介護2以上**になって**3ヶ月以上経過**している
- (4) **在宅で3か月以上継続※**して生活している
- (5) 介護者がいの町に納付すべき債務を滞納していない

家族介護支援金
Web ページ



※ **在宅で3か月以上継続**とは・・・申請時、直近3ヶ月以上の間継続して在宅であり、その間1日でも入院・入所があれば継続とはなりません。ただし、ショートステイは月の半分未満であれば在宅とみなします。

●お問い合わせ先

いの町ほけん福祉課 高齢福祉係 ☎（088）893-3810 〒781-2110 いの町1400 すこやかセンター伊野

いの町内 居宅介護支援事業所事業所 及び 小規模多機能型居宅介護支援事業所 一覧

■居宅介護支援事業所

在宅介護の相談窓口です。利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるようケアプランの作成を行います。介護サービスの紹介や、サービスを提供する事業所との連絡・調整等、支援を行ってくれます。

・要介護１～５の方

事業所名	郵便番号	住所	電話
居宅介護支援事業所 ぼっちり	781-2107	いの町駅前町 1 4	(088) -891-6616
居宅介護支援センター「あいの」	781-2110	いの町 1 4 0 0 番地	(088) -850-4500
いの町立居宅介護支援事業所によど	781-2110	いの町 1 4 8 2 番地 2 仁淀清流苑内	(088) -850-4358
居宅介護支援事業所 かなで	781-2120	いの町枝川 5 番地	(088) -802-7981
町田整形居宅介護支援事業所	781-2123	いの町天王南一丁目 6 番地 3	(088) -850-1016
ケアプラン 寿限無	781-2128	いの町波川 1913 番地 2	(088) -856-9224
居宅介護支援事業所 和（なごみ）	781-2321	いの町小川東津賀才 53 番地 1	(088) -867-3550

・要支援１、２の方

事業所名	郵便番号	住所	電話
いの町地域包括支援センター (いの町立介護予防支援事業所いの)	781-2110	いの町 1400 番地	(088) -893-0231

■小規模多機能型居宅介護支援事業所

利用者が在宅で可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、施設への「通い」を中心に、自宅への「訪問」、短期間の「宿泊」を組み合わせたサービスを提供する事業所です。利用の多少にかかわらず月額制（食費・日常生活費・宿泊費は別途負担）です。

事業所名	郵便番号	住所	電話
小規模多機能型居宅介護青空	781-2110	いの町 3 6 1 1 番地 5	(088) -821-7554
小規模多機能型居宅介護事業所 えだがわ	781-2120	いの町枝川 2450 番地 57	(088) -855-8440
小規模多機能型居宅介護事業所 寿幸園	781-2123	いの町天王南六丁目 1 番地 1	(088) -850-1330
小規模多機能型居宅介護事業所 寿幸園 サライトいの	781-2107	いの町駅前町 14 番地	(088) -821-6336
小規模多機能型居宅介護事業所 新別の里	781-2324	いの町小川新別 3 4 0 番地 1	(088) -868-2333